【建築物】中間検査・完了検査にかかる電子申請の流れについて

（手数料等を**クレジットカード**により納付する場合）

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

※下記フローについては、建築基準法第7条第1項及び第７条の３第１項に規定する検査の申請及び法第18条第16項及び19項に規定する通知について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（代理者） | 大阪府 |
| **申請日**は工事を完了した日から**４日以内**です。手数料納付手数料・郵送料の納付（クレジットカード）大阪府行政オンラインシステムで申請を行うシステム入力※１（必要書類に申請日を記載のうえ、必要書類①～⑤を添付）必要書類①完了検査申請書、中間検査申請書、工事完了通知書又は特定工事終了通知書②委任状（代理者による場合）③工事監理報告書④手数料、郵送料確認書⑤その他受付時に提出が必要な書類検査済証の受取（郵送（簡易書留）又は窓口受け取り）検査済証の受取検査検査日前日の15時～　検査時間確認の電話検査日時の調整 | ・必要書類（①～⑤）の内容確認※2・受付日、検査日の確認検査済証　交付受付納付金額決定通知（システム操作） |

■　注意事項　■

※１）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※２）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）